麻薬小売業者免許継続申請等にかかる留意事項

1. 麻薬小売業者免許申請について

1. 対象者

令和5年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、引き続き**令和6年以降も**免許を必要とする者。

2. 継続免許申請書

- (1) 申請者の氏名等は、既に印刷してあります。
- (2) <u>内容を確認</u>し、その他記載が必要な欄にも<u>必要事項(薬局開設許可番号、薬局開設許可年月日、申請者の欠格条項、保管設備、代表取締役名等)</u>をご記入ください。

※麻薬業務所の名称、申請者の住所・氏名に変更がある場合は、別途 記載事項変更の手続きを行ってください。 その際は、継続申請書についても変更箇所を赤線で消し、訂正欄に変更内容を赤字で記入してください。

新規の麻薬小売業者免許申請書の様式を用いて、継続申請することも可能です。

〇添付書類

- ・開設者(申請者)が**個人の**場合・・・診断書(診断日から1ヶ月以内のもの)
- ·開設者(申請者)が**法人**の場合
 - (1)診断書(診断日から1ヶ月以内のもの。業務を行う役員について)
 - (2)登記事項証明書(発行日から6ヶ月以内のもの)
 - (3)業務分掌表(法人の場合。組織図も可)
- ※ 薬局などの医薬品医療機器等法関係の手続きで、大阪府知事あてに当該書類を既に提出している場合は、添付を省略できます。ただし、法人役員の診断書に代えて疎明書を提出している場合は、診断書の省略はできません。
- ※ 同一の開設者が、複数店舗の麻薬小売業者免許を<u>同時申請</u>する場合、1つの店舗の申請書に当該書類を添付していれば他店舗は省略できます。

3. 申請方法 及び 申請先

窓口へ直接若しくは郵送*にて提出してください。(*可否は下表参照)

業務所の所在地	提出先(窓口)	住所•電話番号	郵送 可否
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 直通 06-6941-9078 代表 06-6941-0351 内線 2558	<u>可^注</u>
池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町	茨木保健所 生活衛生室薬事課	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 072-620-6706	否
枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、 大東市、寝屋川市	守口保健所薬事課	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 06-6993-3135	否
八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、 河南町、千早赤阪村	藤井寺保健所 生活衛生室薬事課	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 072-952-6165	否
和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、 阪南市、岬町	泉佐野保健所 生活衛生室薬事課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-464-9681	否

注:郵送での申請は継続申請のみです。手数料納付の上、レターパックプラス(赤色・520円)か簡易書留にて送付してください。

4. 手数料

- 〇手数料 3,900円
- 〇納付方法 現金
- 〇納付場所
- ●大阪府健康医療部生活衛生室薬務課(本館6階)に申請する場合

POS システムを用いた大阪府手数料納付窓口での納付

- (1) 府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時~17時 (月~金曜日(祝日除く))
- (2)府庁 別館1階:エントランス内 9時15分~12時、13時~17時30分 (月~金曜日(祝日除く)

納付書を用いた納付

同封の納付書を用いて指定金融機関で納付、申請書とともに納付済証を提出(詳細別紙参照)

●大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の各保健所に申請する場合・・・各保健所内会計窓口

5. 提出期間

令和5年9月1日(金)~同月27日(水)(土日祝日除() 9時~12時、13時~17時

(ただし、大阪府各保健所の管轄地域の麻薬業務所については各保健所の提出期間に準ずる。) 郵送の場合は、必着

6. 免許証の受取

郵送での受取を希望する場合

申請時にレターパックプラス(赤色・520円)を提出してください。

2. 麻薬年間届について

1. 対象者

令和5年9月30日現在、麻薬小売業者免許を有する者。

2. 提出期限

3. 提出方法

- ------・大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課に提出する場合・・・・・1部
- ・大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野保健所に提出する場合・・・2部
- ※ 薬剤師会で取りまとめて提出する場合は、名簿と年間届を<u>名簿順に並べて提出し</u>てください。 なお、既に麻薬小売業者でなくなった薬局については、名簿を<mark>赤線</mark>で消し、名簿に記載されていない薬局について は、名簿の末尾に<mark>赤字</mark>で追記してください。

4. 提出先

継続免許申請書の提出先と同じ。※郵送可。令和5年11月30日(木)必着。

5. その他の注意事項

- (1) 提出した年間届の控え(コピー)を保管しておいてください。
- (2) 麻薬を所有しなかった場合も提出してください。

3. 麻薬小売業者免許証返納届について

1. 対象者

令和5年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、継続して令和6年1月1日からの免許を受けた者。 (令和5年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和6年1月1日からの新しい免許の申請をしない場合は、返納届ではな 〈業務廃止届(現在の免許証を添付)及び麻薬現有量届(在庫がある場合は、免許失効による麻薬譲渡届または麻薬廃棄届も必要) を提出してください。)

2. 提出期限

令和6年1月15日(月)

3. 提出方法

返納届に旧免許証を添付して提出してください。

4. 提出先

継続免許申請書の提出先と同じ。※郵送可。令和6年1月15日(月)必着。